

三保内浜エリアマネジメント業務 募集要項等に関する質問と回答

- 本回答は、令和5年1月17日から27日に受けた三保内浜エリアマネジメント業務の募集要項等の質問を資料別に整理し、記載したものです。
- 質問は、質問者の記載のとおり転載しています。

(総括)

質問の受付期間 : 令和5年1月17日(火) から 27日(金)

回答の公表日 : 令和5年2月2日(木)

受付質問数 : 12件

資料番号	資料名	全質問数	公表質問数	非公表質問数
1	募集要項			
2	要求水準書	7	7	
3	事業者選定基準			
4	基本協定書案			
5	様式集	5	5	
6	資料集			
合計		12	12	0

募集要項等に関する質問・回答書

■要求水準書

ページ・行	質問内容	県の回答
1 ページ・24-26 行	<p>○業務対象エリアは海浜地・防潮堤・防潮堤後背地となっていて、水域は含まないとしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務対象エリアではない水域利用者から何かしらの料金を徴収することは可能か 	<p>「水域利用者」が一般利用者である場合に、料金を徴収することはできません。</p> <p>ただし、「水域利用者」がエリマネ業務の自主事業のイベント等の参加者で、イベント参加料として徴収する等の場合には徴収は可能です。</p> <p>なお、水域を排他的に使用したい場合は、別途、占用許可申請の手続きが必要となります。</p>
3 ページ・29 行	<p>○エリマネ事業者による転貸（二次占用）は不可とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内で短期、若しくは長期的に飲食店舗などを出店される方に対して、出店料を徴収することも転貸に該当するか 	<p>エリマネ事業者の自主事業としての飲食店舗などであれば、転貸に該当しません。</p> <p>自主事業でない場合は、出店事業者が占用許可申請の手続きを行う必要があります。</p>
4 ページ・14-15 行 5 ページ・6-7 行	<p>○海岸（港湾）管理者に代わり注意喚起できる</p> <p>○ルール啓発に努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務で認められる権限によって、海岸・水域利用者に対して、エリアの利用秩序維持のために、利用者講習を有償にて行うことはできるか ・本エリア利用者には利用者講習受講を前提（義務・登録制）とすることは可能か ・利用者講習を本エリア利用の前提とすることにより、事故があった場合などで事業者が責を負う可能性があるか 	<p>業務対象エリア利用者が一般利用者である場合、（無償であっても）利用者講習を義務付けることはできません。</p> <p>ただし、本業務による自主事業のイベント等の参加者で、イベント参加の条件として有償講習の受講を義務付けることは可能です。</p> <p>エリマネ事業者は、一般利用者の全てについて責任を負うものではなく、自ら企画する自主事業の範囲で責任を負うこととなります。従いまして他者が実施するイベント等で事故があったとしてもエリマネ事業者が責任を負うことはありません。</p>
4 ページ・17 行	<p>○防災関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務では、災害等発生時のエリア利用者の被害軽減に向けた体制・仕組みを作ることでよいか 	ご認識のとおりです。

5 ページ・15 行	<p>○海浜地における恒久施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久（＝未来永劫）という理解でいいか ・許可期間中（5年間）、ずっと施設があることは問題なのか 	<p>堤外地となる海浜地は、津波や高潮時等に被災の恐れがあることから、基本的に恒久施設の設置は想定していません。ここでいう恒久施設とは、自主事業の期間を越えて設置する工作物を指します。</p> <p>具体については、エリマネ事業者と個別に調整していきます。</p>
6 ページ 1-2 行	<p>○エリマネ事業者は、必要な保険に加入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらで指す保険とは、自主事業を行う上で、想定される賠償リスクに対しての保険付保という理解でよいか ・本エリアを訪れる一般の方に対する総合賠償保険の付保が必要か 	<p>ご認識のとおりです。一般利用者に対する保険は任意とします。</p>
その他	<p>○事業者の責任範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占有エリア内で発生した事案での事業者の責任範囲について具体化いただけないか 	<p>自主事業における事故や、エリマネ事業者の過失に起因して発生した事案について、エリマネ事業者の責任を問われることが想定されます。</p>

■様式集

ページ・行	質問内容	県の回答
様式第 1 号	<p>○連絡担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の業者選定での担当者との位置付けで、本事業受託後は別の担当者を改めて設定することが可能か 	<p>本業務期間中の連絡担当者は、事業計画書に記載することとし、本様式に示す連絡担当者と別の者で問題ありません。</p>
様式第 1 号ー 2	<p>○構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に申請する（代表団体を含む）全ての企業・団体を記載することでよいか 	<p>全ての企業・団体を記載してください。</p>
様式第 3 号 17 行	<p>○構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に申請する（代表団体を含む）全ての企業・団体を記載することでよいか 	<p>全ての企業・団体を記載してください。</p>
様式第 3 号 25 行	<p>○代表者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表団体名、若しくは代表団体の代表者（個人）名のどちらを記載すればよいか 	<p>代表企業・団体名を記載してください。</p>

様式第 4 号

○構成員

- ・本事業に申請する（代表団体を含む）全ての企業・団体を記載することによいか

全ての企業・団体を記載してください。